

令和8年度

住宅リフォーム補助金制度

受付開始は4月1日(水)から先着順です

富士見市では、地域経済の活性化による市内産業育成、市民の居住環境の向上を図るために、住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を補助いたします。

！！市内の施工業者による工事が対象です！！

！！工事を着工する三週間以上前に申請してください！！

！！対象住宅にて申請できるのは一度限り(持分所有者含む)です！！

● 対象者

- ・市内在住で、住民登録をしている方
- ・市税などを滞納していない方
- ・対象住宅にて、本補助を受けたことがない方（当時の持分所有者含む。平成23年度より）

● 対象住宅

- ・申請者が所有し、居住している市内の住宅

● 助成金額

- ・20万円（消費税を除く）以上の対象工事費の5%にあたる額（上限10万円）

● 対象費用

対象となる費用の例	対象外となる費用の例
○洗面台、お風呂、トイレ、給湯器の交換費用	×床面積の変更を伴う工事費用（増改築）
○屋根、外壁の塗装・葺替え工事費用	×市が実施する他の補助を受ける工事箇所の費用
○床、壁、天井等の内装工事費用 など	×エアコン等の電化製品の購入・設置費用 など

※詳細は別添「対象費用一覧」をご参照ください。

※工事を着工された後の申請は補助の対象となりません。

※工事完了後の追加申請は認めません、必ず工事期間中に変更申請して下さい。

【申請に必要な書類】

- ① 富士見市住宅改修工事補助金交付申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）・収支予算書（様式第3号）
※市ホームページからダウンロードできます。
- ② 工事費の見積書の写し
- ③ 工事箇所全ての現況写真（日付け入り）
- ④ 工事箇所の図面（内装の場合は見取り図・外装の場合は建物立面図）
- ⑤ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
- ⑥ 承諾書（対象住宅で本人以外の持分所有者がいる場合）
- ⑦ 委任状（本人以外が申請書を提出する場合）

※市では、電話や訪問などによるリフォームの委託・勧誘は一切行っていません。

みんな笑顔☆ふじみ

富士見市

【問合せ】産業経済課

【TEL】049-257-6827

【FAX】049-251-3824



～ 申請から補助金交付までの流れ ～

交付申請

工事着工3週間前までに産業経済課へ以下の必要書類を提出してください。

- ① 富士見市住宅改修工事補助金交付申請書（様式第1号）
事業計画書（様式第2号）
収支予算書（様式第3号）
- ② 工事費の見積書の写し
- ③ 補助対象工事を行う住宅の現況及び工事施工予定箇所の写真（日付け入り）
- ④ 工事箇所の図面（内装工事は見取り図・外装工事は建物立面図）
- ⑤ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
- ⑥ 承諾書（対象住宅で本人以外の持分所有者がいる場合）
- ⑦ 委任状（本人以外の申請の場合）

**※交付決定の前に工事を
行った場合は対象外です。**

富士見市住宅改修工事補助金交付決定通知書（様式8号）受領（産業経済課より郵送）。**改修工事着工。**

（変更・中止申請）

工事内容（工事額）の変更または中止が生じた場合は、変更した箇所が分かるよう工事見積書等を添付し、富士見市住宅改修工事補助金変更承認申請書（様式第4号）または富士見市住宅改修工事補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を産業経済課へ提出してください。

工事の変更内容を確認後、通知書を送付いたします。

■■■■変更承認申請を要する場合■■■■

- ・補助対象工事の内容を変更するとき。
- ・補助対象経費の増額又は20%を超える減額を行うとき。
- ・補助対象事業を中止し、又は廃止するとき。

**※変更が分かった時点で提出
してください。事業完了
後では受付できません。**

実績報告・交付請求

工事及び工事費支払完了後30日以内に、産業経済課へ以下の必要書類を提出してください。

- ① 富士見市住宅改修工事補助金実績報告書（様式第9号）
事業報告書（様式第10号）
収支決算書（様式第11号）
- ② 工事費の領収書の写し
- ③ 改修後の現場写真（日付け入り）
- ④ 建築検査済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）
- ⑤ 富士見市住宅改修工事補助金交付請求書（様式第13号）
- ⑥ 入金口座に指定する通帳の写し（金融機関支店名や口座名義人（フリガナ含む）のわかる部分）
- ⑦ 委任状（本人以外の場合）※申請時に提出済の場合は不要

**※最終締め切りは申請年
度の3月31日までです。**

富士見市住宅改修工事補助金確定通知書（様式12号）受領（産業経済課より郵送）。
指定口座へ補助金が振込にて入金。